百七十五　陸上自衛隊大矢野原演習場

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
熊本県上益城郡山都町	熊本県上益城郡山都町	水之田尾 金内、北中島及び田小野（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに金内、北中島及び田小野以外の次の図面に示す地域
	熊本県阿蘇郡西原村	大字河原（次の図面に示す部分に限る。）
	熊本県上益城郡御船町	大字田代（次の図面に示す部分に限る。）
	熊本県上益城郡山都町	金内、北中島、島木、下名連石及び田小野（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに金内、北中島、島木、下名連石及び田小野以外の次の図面に示す地域

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百七十六　陸上自衛隊十文字原演習場

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
大分県速見郡日出町	大分県別府市	南畑 大字内竈、大字南畑、大所及び湯山（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	大分県杵築市	山香町大字久木野尾（次の図面に示す部分に限る。）
	大分県速見郡日出町	大字南畑（次の図面に示す部分に限る。）
大分県別府市		大字内竈、大字鉄輪、大字野田、大字南畑、小坂、大所、十文字原一丁目、明礬及び湯山（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
大分県杵築市		山香町大字久木野尾（次の図面に示す部分に限る。）
大分県宇佐市		安心院町南畑（次の図面に示す部分に限る。）
大分県由布市		湯布院町塚原（次の図面に示す部分に限る。）
大分県速見郡日出町		大字南畑（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百七十七　陸上自衛隊日出生台演習場

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
大分県玖珠郡玖珠町	大分県由布市	日出生 湯布院町川上（次の図面に示す部分に限る。）
	大分県玖珠郡九重町	大字松木（次の図面に示す部分に限る。）
大分県玖珠郡玖珠町		大字岩室、大字日出生及び大字帆足（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
大分県宇佐市		安心院町寒水（次の図面に示す部分に限る。）
大分県由布市		湯布院町川上、湯布院町川北及び湯布院町塚原（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
大分県玖珠郡九重町		大字野上及び大字松木（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
大分県玖珠郡玖珠町		大字岩室、大字日出生、大字帆足及び大字森（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。